

行政減量・効率化有識者会議 ヒアリング資料

平成19年10月18日

国土交通省



空港周辺整備機構の業務概要

独立行政法人空港周辺整備機構は、周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的としている。(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「騒防法」という。)第20条)

①緑地造成事業(騒防法第28条第1項第1号)

空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡を行う。

②再開発整備事業(騒防法第28条第1項第2号)

空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。

③代替地造成事業(騒防法第28条第1項第3号)

空港周辺整備計画に基づき、周辺整備空港に係る第1種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。

④民家防音事業(騒防法第28条第1項第4号)

周辺整備空港に係る第1種区域指定の際現に所在する住宅についてその所有者等が行う住宅防音工事に関し助成を行う。

⑤移転補償事業(騒防法第28条第1項第5号)

空港周辺整備計画に基づき、周辺整備空港に係る第1種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。

これまでの主な見直し

組織、定員の削減

昭和60年9月、大阪国際空港周辺整備機構と福岡空港周辺整備機構を整理して統合。
独立行政法人化前(平成15年9月)116名の定員を90名(平成19年4月)まで削減。

区域縮小

昭和62年1月及び平成10年3月に騒音対策区域を縮小した。(大阪国際空港)

代替地の処分

代替地造成事業について、土地保有リスクの回避のため平成17年度までにすべての代替地の処分を行った。

共同住宅事業の終了

平成17年度に共同住宅事業を終了した。

民家防音工事単価の見直し

民家防音工事に係る工事単価について適宜見直しを行ってきた。

今回の見直しのポイント

①事務・事業の見直し

空調機工事単価の大幅減額	空調機工事単価を、平成20年度実施分から大幅に見直す(2割以上減額)。
民家防音事業の事務効率化	民家防音事業の工事積算方法の簡略化等により事務手続きの迅速化・効率化を図る。
環境対策及び区域の見直しによる事業執行の効率化等	平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにより、事業執行の大幅な効率化等を図る。
代替地造成事業の廃止	代替地造成事業については、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの中で、廃止を前提に見直す。
事業の選択と集中 (緑地造成事業)	大阪国際空港において中村地区整備事業が終了することから、地元要望が強いにもかかわらず、整備が立ち遅れている緑地造成事業の計画的な実施を図る。
事業の選択と集中 (再開発整備事業)	再開発整備事業については、土地保有リスクを回避する貸付事業に限る。

今回の見直しのポイント

②組織の見直し

部の廃止、統合

平成20年度に大阪事業本部において事業第二部を廃止し、事業第一部と統合し、事業部とする。

課の廃止

平成20年度に大阪事業本部において移転補償課を廃止する。

定員削減

上記により、部長1名、職員2名、合計3名の定員削減を図る。

事業の見直しを踏まえた組織、 定員の抜本的な見直し

平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえ、組織及び定員の抜本的な見直しを行う。

環境対策事業の見直しスケジュール

空調機工事単価の見直し

平成19年度
市場価格調査等

平成20年度
見直し単価の適用

継続的な
単価の見直し

事業費の縮減

空港周辺環境対策の 抜本的見直し

平成20年度
民家防音事業の抜本的見直し
代替地造成事業の廃止の検討
その他環境対策事業全般の見直し

平成21年度以降
民家防音事業の簡素化
代替地造成事業の廃止 等

事業費の縮減
組織のスリム化

大阪国際空港に係る 騒音対策区域の見直し

平成19年度
騒音実態調査

平成20年度
区域の見直し

平成21年度以降
環境対策事業の縮小
(緑地整備事業、再開発整備
事業、民家防音事業及び移
転補償事業)

事業費の縮減
組織のスリム化

独立行政法人空港周辺整備機構に係る整理合理化案の概要

所在地	大阪府池田市
役職員数	役員 7名、職員 83名（平成19年4月1日現在）
業務内容	<p>独立行政法人空港周辺整備機構は、周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的としている。（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という。）第20条）</p> <p>①緑地造成事業（騒防法第28条第1項第1号） 空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡を行う。</p> <p>②再開発整備事業（騒防法第28条第1項第2号） 空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。</p> <p>③代替地造成事業（騒防法第28条第1項第3号） 空港周辺整備計画に基づき、周辺整備空港に係る第1種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。</p> <p>④民家防音事業（騒防法第28条第1項第4号） 周辺整備空港に係る第1種区域指定の際現に所在する住宅についてその所有者等が行う住宅防音工事に関し助成を行う。</p> <p>⑤移転補償事業（騒防法第28条第1項第5号） 周辺整備空港の設置者の委託により、第2種区域指定の際現に所在する建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務を行う。</p>
真に不可欠な業務である理由 （廃止すると生じる問題・影響、民営化しない理由関連）	<p>空港周辺環境対策事業は、航空機騒音被害を解消・軽減するための補償的業務であり、対策区域に被害住民が居住する限り事業を存続する必要がある、これを廃止すると騒音被害にさらされることにより周辺住民の理解が得られなくなり、円滑な空港運営・航空機の運航に著しく悪影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>また、移転補償事業、代替地造成事業、再開発整備事業、緑地造成事業及び民家防音事業の各事業間で相互に連携した一体的事業である。即ち、移転補償事業は、移転対象者に提供するための代替地造成事業と密接に関連しており、移転跡地における緑地造成事業と再開発整備事業は、調和に配慮し、一体として実施する必要がある。さらに、再開発整備事業又は緑地造成事業の実施にあたっては、移転補償により住居を移転するか、防音工事により現在の住居に居住することを継続するかといった状況を十分踏まえた事業の計画策定が不可欠であることから、民家防音事業についても一体として実施する必要がある。</p>
これまでの見直し概要	<p>○昭和60年9月、大阪国際空港周辺整備機構と福岡空港周辺整備機構を整理して統合。 独立行政法人化前（平成15年9月）116名の定員を90名（平成19年4月）まで削減。</p> <p>○昭和62年1月及び平成10年3月に騒音対策区域を縮小した。（大阪国際空港）</p> <p>○代替地造成事業について、土地保有リスクの回避のため平成17年度までにすべての代替地の処分を行った。</p> <p>○平成17年度に共同住宅事業を終了した。</p> <p>○民家防音工事に係る工事単価について適宜見直しを行ってきた。</p>
事務・事業の見直し案	<p>○空調機工事単価を、平成20年度実施分から大幅に見直す（2割以上減額）。</p> <p>○民家防音事業の工事積算方法の簡略化等により事務手続きの迅速化・効率化を図る。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにより、事業執行の大幅な効率化等を図る。 ○代替地造成事業については、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの中で、廃止を前提に見直す。 ○大阪国際空港において中村地区整備事業が終了することから、地元要望が強いにもかかわらず、整備が立ち遅れている緑地造成事業の計画的な実施を図る。 ○再開発整備事業については、土地保有リスクを回避する貸付事業に限る。
<p>組織の見直しに対する考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成20年度に大阪事業本部において事業第二部を廃止し、事業第一部と統合し、事業部とする。 ○平成20年度に大阪事業本部において移転補償課を廃止する。 ○上記により、部長1名、職員2名、合計3名の定員削減を図る。 ○平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえ、組織及び定員の抜本的な見直しを行う。

独立行政法人整理合理化案見直し案(国土交通省)

93 法人名 空港周辺整備機構

番号	論点	整理合理化案見直しの考え方	整理合理化案該当項目	備考
1	再開発整備事業について、現行の業務量を踏まえ、民間等による事業実施を検討。	<p>1. 平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえ、事業及び執行体制の縮小・効率化を図ることとしている。</p> <p>2. 再開発整備事業は、空港周辺整備計画(騒防法第9条の3)を着実に実施するにあたり、移転補償や緩衝緑地造成事業などの他の施策と連携してはじめて効果的に実施されるものであり、また、同事業は、騒音障害の程度に応じて施設の転換整備を図っていく必要があるなど航空機騒音対策についての知見、専門性を不可欠の前提とするものである。</p> <p>3. このように、機構の行う再開発整備事業は、民間ディベロッパーが行う単体の再開発事業・不動産賃貸事業等と異なり、公害防止・都市計画・環境保全・地域振興・防災機能などの観点から策定される地方公共団体の計画等との整合を考慮した上で、住民の希望に沿った住居の移転補償、代替地の提供など他の空港周辺環境対策事業と整合するよう位置づけられたものであり、整備される施設も限られた種類のものとなっている。</p> <p>4. したがって、個別の事業の実施にあたっては、これら環境対策事業、空港周辺整備計画等への理解、関係地方公共団体・地元住民との十分な調整が不可欠であり、その実施は、これらの知見を有し、地元自治体、地元住民と長期にわたる密接な関係を有する機構が行うことが効果的かつ効率的である。</p> <p>5. 同事業については、土地保有リスクを回避する貸付事業に限り実施することとする。</p>	<p>第1横断的視点 1. 事務・事業及び組織の見直し <事務・事業関係> (2)事務・事業の民営化の検討</p>	

番号	論点	整理合理化案見直しの考え方	整理合理化案該当項目	備考
2	<p>緑地造成事業、移転補償事業及び民家防音事業について、制度の見直し等を行った上で国又は地元自治体への移管を含め検討。</p>	<p>(緑地造成事業及び移転補償事業について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえ、事業及び執行体制の縮小・効率化を図ることとしている。 空港周辺環境対策事業は、航空機騒音による障害を受けた地域住民の負荷の解消又は軽減を図るといった公共的・補償的性格を有する事業であり、また、過去の大阪国際空港及び福岡空港における騒音判決・調停事項で国の責任が問われていることに鑑み、両空港の設置・管理者である国及び法によって実施者とされている機構が責任を持って行う必要がある。 したがって、当該事業は、地方公共団体も、国の責任のもとで実施すべきものと認識しており、事業を継承する意思はない。 他方、仮に当該業務を国が自ら行うことになれば、地方公共団体の有する地域整備についての知識と経験を活用できなくなるという問題が生じることに加え、多くの定員増を伴うこととなり、国家行政の肥大化を招きかえって非効率である。 緑地整備事業については、大阪国際空港において、中村地区整備事業が終了することから、強い地元要望を踏まえ計画的な実施を図る。 <p>(民家防音事業について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「機能回復工事」、「再更新工事」等民家防音工事のあり方については、空調機の全国普及率等を踏まえ、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにより抜本的に見直す。 大阪国際空港及び福岡空港は他の特定飛行場と異なり、大阪、福岡という大都市の市街地に存在し、補助の対象件数が他の空港と比べて膨大であることから、空港の設置・管理者たる国と地域整備を担う地方公共団体が出資・設立した機構が、国及び地方公共団体から業務に精通した職員の派遣を受けて効果的かつ効率的に行うことが適切である。また、当該業務を国・地方公共団体が行うことになれば、大幅な定員増・行政の肥大化を招きかえって非効率である。 	<p>第1横断的視点 1. 事務・事業及び組織の見直し <事務・事業関係> 事務・事業の見直し案(具体的措置) (4)他の法人への移管・一体的実施</p>	

番号	論点	整理合理化案見直しの考え方	整理合理化案該当項目	備考
3	各事業を見直した上で、独法による事業実施の終期を明確にすることを検討し、併せて、業務移管による法人の廃止又は関連法人との統合を検討。	<p>1. 空港周辺環境対策は、航空機の騒音の発生原因である空港の設置者たる国の責務であり、過去の騒音判決及び調停事項を踏まえ、事業を継続する必要があることから、終期目標を明示することは困難である。</p> <p>2. 他の法人との統合については、機構の業務が通常の国民へのサービス提供と異なり、航空需要の増大に伴う騒音影響という負荷の解消又は軽減という公共的・補償的性格を有し、また、大阪国際空港及び福岡空港における騒音判決並びに調停事項を踏まえ、国の責任を履行するため、国からの委託・助成を受けて実施するものであることから、同様の事務・事業を実施している機関は存在せず、他の独立行政法人等との一体的な業務実施による効率化が図られるものではない。</p> <p>3. 代替地造成事業については、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの中で廃止を前提に見直す。</p> <p>4. 組織については、次のとおり見直すこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度に大阪事業本部において事業第二部を廃止し、事業第一部と統合し、事業部とする。 ・平成20年度に大阪事業本部において移転補償課を廃止する。 ・上記により、部長1名、職員2名、合計3名の定員削減を図る ・平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえ、組織及び定員の抜本的な見直しを行う。 	<p>第1横断的視点 1. 事務・事業及び組織の見直し <事務・事業関係> 事務・事業の見直し案(具体的措置) (4)他の法人への移管・一体的実施 <組織関係> (6)組織面の見直し</p>	

番号	論点	整理合理化案見直しの考え方	整理合理化案該当項目	備考
4	<p>民家防音事業について、他空港と比べて大幅に割高となっている調査委託費及び空調の単価について見直し。</p>	<p>民家防音工事については、一般家庭用空調機の価格動向を踏まえ、単価等の見直しを随時行っているところである。 しかしながら、18年度民家防音工事における空調機工事単価の実績では、大阪、福岡空港の平均工事費が他空港に比べ高くなっていると指摘されているところである。 これは、空港周辺整備機構が、騒音被害を被っている住民ニーズに的確に応える観点から、工事待機時間を短くするような方法で行ってきたという事情によるものである。 いずれにしても、平成20年度実施分から、故障判定を簡略化するとともに、空調機工事単価を大幅に見直す(2割以上減額)。</p>	<p>第1横断的視点 1. 事務・事業及び組織の見直し <事務・事業関係> 事務・事業の見直し案(具体的措置) II. 事務・事業等の類型別視点 2. 助成事業等執行型 事業の廃止・縮小とトータルコストの最小化(①)</p>	

【参考資料（空港周辺整備機構の概要）】

機構の沿革

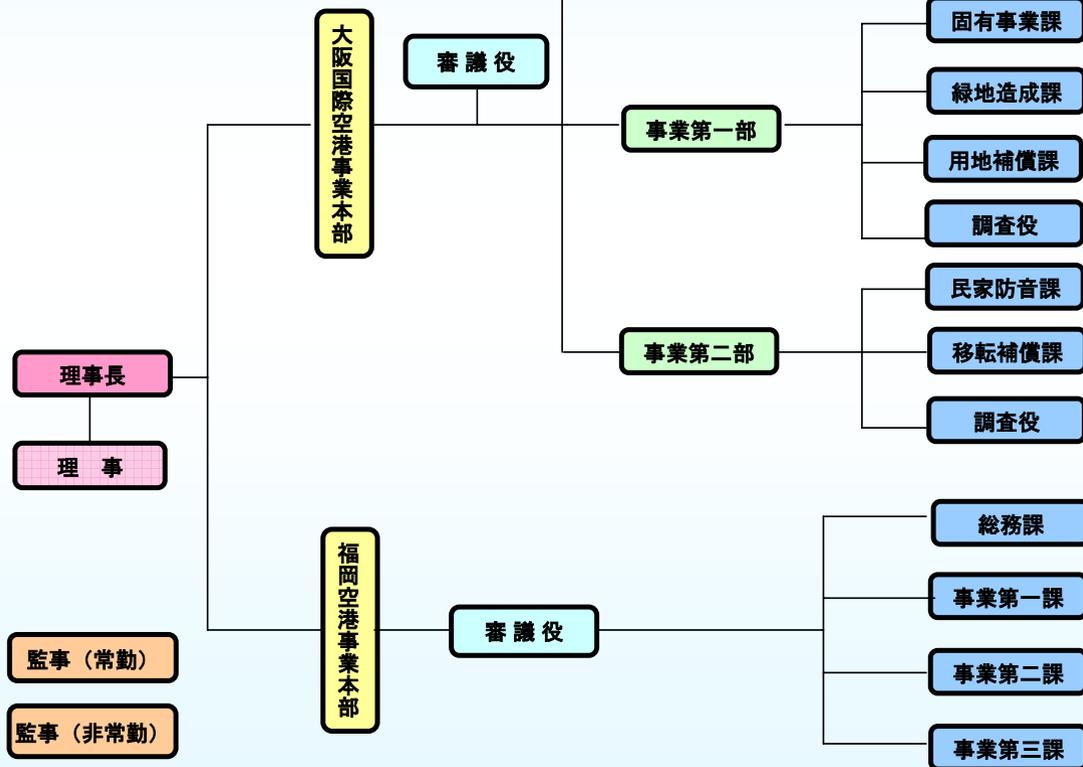
- 昭和49年 4月 大阪国際空港周辺整備機構 設立
- 昭和51年 7月 福岡空港周辺整備機構 設立
- 平成60年 9月 両機構を統合して新たに空港周辺整備機構 設立
- 平成15年10月 独立行政法人空港周辺整備機構 設立

機構の目的

空港周辺整備機構は、周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的としている。

組織図（役職員数）

理事長	1
理事	4
監事（常勤・非常勤）	2
職員	83
合計	90



平成19年度予算

百万円	
区分	金額
収入	
業務収入	1,078
補助金収入	3,184
うち国庫補助金	2,659
受託金収入	9,644
長期借入金等収入	1,025
うち政府無利子	70
負担金収入等	1,010
合計	15,941

支出	
緑地造成事業	2,557
再開発整備事業	752
民家防音事業	3,254
移転補償事業	6,578
人件費	954
一般管理費	241
業務外支出	1,606
合計	15,941

※端数処理の関係で合計額が合致しない場合がある。

独立行政法人空港周辺整備機構設立の経緯

- 航空輸送需要の増大に対応したジェット機の運行回数の増加は、利便性の向上をもたらす反面、空港周辺地域に深刻な航空機騒音問題を引き起こした。
- これに対し、国は、昭和42年に「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(以下「騒防法」という。)を制定し、学校・病院等特に静穏を必要とする公共施設に対する防音工事の助成、公民館・学習施設等の共同利用施設の整備に対する助成、騒音の著しい地域に居住する者が地域外に移転する場合の移転補償を制度化した。
- しかし、昭和44年以降航空機騒音に関する訴訟、調停申請が相次いで提起され、一方、昭和48年には、空港周辺において生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい航空機騒音に係る環境基準が制定された。
- この具体的な目標の設定を受けて、昭和49年には騒防法の改正を行い、従来の諸施策に加えて住宅防音工事の助成、緩衝緑地帯の整備等の制度を導入した。
- また、空港周辺の市街化が著しい大阪国際空港及び福岡空港については、周辺整備空港の指定を行い、大阪国際空港周辺整備機構(昭和49年)及び福岡空港周辺整備機構(昭和51年)を設立して総合的な対策を進めることとなった。
- 昭和60年には、事業経営の一層の効率化を図るため、両機構を統合して新たに空港周辺整備機構を設立し、空港周辺環境対策を一元的に実施する体制を確立した。
- 空港周辺整備機構は平成15年10月に独立行政法人となり、現在に至っている。

① 緑地造成事業

政策的意義

- 航空機騒音の緩和
- 航空機騒音対策の抜本策である移転補償により生じる虫食い状の移転跡地について、周辺地域の要望も踏まえ、地域の生活環境改善に有効な土地利用を図ることができる。

事業の概要

- 騒防法第9条の2に定める第3種区域において、国の委託を受け、航空機騒音の緩和を目的として移転跡地の造成・植栽を実施し、緩衝緑地帯を整備する。
- 航空機進入直下地域を中心として、周辺地域との調和を図るため、都市計画に基づき国・地方公共団体が共同して行う緑地整備のうち国事業部分を、国からの委託により行う。

現 状<大阪>

■用地取得（平成18年度末現在）

都市計画 緑地 (50ha)	公共用地(27ha)			
	取得すべき土地 (23ha)	取得済(14ha)	未取得 (9ha)	事業認可区域内(2ha) 事業認可区域外(7ha)



豊中市勝部(緩衝緑地)

■緑地造成（平成18年度末現在）

			整備主体	造成済	未造成
都計緑地 (50ha)	緩衝緑地 (36.5ha)	1期 (17.3ha)	国(11ha) 地公体等 (6.3ha)	7.1ha 3.5ha	3.9ha 2.8ha
		2期(19.2ha)	未定	—	19.2ha
	利用緑地(13.5ha)	地公体	7.2ha	6.3ha	
都計緑地外	緩衝緑地(7.4ha)	国	1.5ha	5.9ha	
計	(57.4ha)		19.3ha	38.1ha	

現 状<福岡>

■緑地造成（平成18年度末現在）

	整備主体	造成済	未造成
緩衝緑地	国(55.1ha)	15.4ha	39.7ha

今後の見通し

- 都市計画に基づき緑地を整備、第3種区域については移転補償の進捗に応じて緩衝緑地を整備

<大阪>

- ・都市計画緑地の用地取得残面積:9ha
- ・造成対象面積:29ha
(※事業承認認可未取得面積19.2haを含む)

<福岡>

- ・都市計画緑地予定区域を含め移転補償完了後造成に着手すべき土地(緩衝緑地):39.7ha

② 再 開 発 整 備 事 業

政策的意義

- 騒音斉合施設の整備により、騒音に強い土地利用に転換を図ることができる。
- 航空機騒音対策の抜本策である移転補償により生ずる移転跡地について、周辺地域の要望も踏まえ、地域の生活環境改善に有効な土地利用を図ることができる。
- 都市計画緑地内の非住居系施設が移転する際の代替地として活用できる。

事業の概要

- 騒防法第8条の2に定める第1種区域において、航空機騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設(騒音斉合施設(倉庫等))の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。
- 騒防法第9条第1項に定める第2種区域内の移転補償跡地の使用許可を受け、当該土地に騒音斉合施設を設置し、第三者に貸し付ける。

現 状

■現在実施中の事業

<大阪>

用地取得(平成18年度末までの累計)	10.9ha
土地借受(平成18年度末現在)	6.3ha

(土地借受の事例)

家電量販店	21,619㎡
自動車用品店	7,768㎡

<福岡>

土地借受(平成18年度末現在)	5.6ha
-----------------	-------

(土地借受の事例)

ホームセンター	17,760㎡
スーパーマーケット	11,804㎡ (H18整備)



伊丹市(家電量販店)



福岡市(ホームセンター)

今後の見通し

- 事業者、地域のニーズに応じて事業を実施

■今後、事業対象となる地域(第2種区域内)

<大阪>

移転補償事業対象残面積	15.3ha
借受可能移転補償跡地面積	1.0ha

<福岡>

移転補償事業対象残面積	104.4ha
借受可能移転補償跡地面積	16.9ha

- 大阪、福岡とも、第1種区域においても事業者、地域のニーズに応じて事業を実施

③ 代替地造成事業

政策的意義

○代替用地の確保により、円滑な移転補償を推進することができる。

(移転補償事業、再開発整備事業及び緑地造成事業により住居を移転する居住者との交渉にあたっては、代替地の要望がなされることが多い。)

事業の概要

○移転補償事業、再開発整備事業及び緑地造成事業により住居を移転する者のため、移転先の用地を取得・造成し、提供する。

現状

■代替地への移転状況

	移転戸数	うち代替地への移転戸数	代替地造成地区
大阪	1,839	503	豊能郡能勢ときわ台 川西市清流台 外20地区
福岡	664	159	糟屋郡宇美町ひばりが丘 福岡市博多区月隈 外13地区
合計	2,503	662	

※戸数は平成18年度末までの累計

■代替地の譲渡面積

大阪 16ha、 福岡 10.5ha

今後の見通し

○移転補償対象者のニーズに応じて事業の実施

■第2種区域内の移転対象残住居系戸数
(都市計画緑地内を含む)

大阪 123戸
福岡 1,052戸

④ 民 家 防 音 事 業

政策的意義

○航空機騒音に係る環境基準を達成することが困難な地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事を行うことにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を保持することとなり、民家防音工事を実施することにより、当該地域居住者の屋内における生活環境改善を図ることができる。

事業の概要

○騒防法第8条の2に定める第1種区域指定の際、現に存在した住宅に対し、国から助成を受けて、住宅防音工事及び同工事により既に設置された空気調和機器の機能回復工事等の助成を行う。

現 状

■民家防音事業の対象世帯数

大阪 62,600世帯 (※平成12年の区域見直し後)
福岡 37,800世帯

■民家防音事業の実績(平成18年度末までの累計)

	大 阪 (※平成12年の区域見直し後)	福 岡
防音工事(件数)	約 61,000	約 35,000
機能回復工事(台数)	約 96,000	約 15,000
再更新工事(台数)	約 33,000	約 3,000

※1 防音工事、機能回復工事には、告示日後に係る工事件数を含む。

※2 防音工事件数には、追加工事の件数を含む。

今後の見通し

○住宅防音工事、空調機器の更新工事等の申請に応じて事業を実施。

○既に防音工事・機能回復工事等が実施された家屋に関しても一定期間経過後に所要の機能が失われている場合には更新を行う必要があり、対象家屋数は原則として減少しない。

⑤ 移 転 補 償 事 業

政策的意義

○移転補償は、航空機騒音対策の抜本策である。

事業の概要

○騒防法第9条第1項に定める第2種区域指定の際、現に存在した住宅等を区域外へ移転又は除却するときの建物の補償及び土地の買入れを、国から委託を受けて行う。

現 状

○移転補償の進捗率は、大阪で38%、福岡で41%である。

<大阪> (※面積は、平成元年の区域見直し後)

移転補償対象面積

(都市計画緑地、河川等を除く) 24.8ha

移転補償済面積 9.5ha

進捗率 38%

<福岡>

移転補償対象面積 178.4ha

移転補償済面積 74.0ha

進捗率 41%

(平成18年度末現在)

今後の見通し

○移転補償対象者の申請に応じて事業を実施

■移転補償対象残面積

大阪 15.3ha

福岡 104.4ha



伊丹市桑津(移転補償跡地)